



保険証が更新されます

後期高齢者医療制度に関するお知らせ



後期高齢者医療被保険者証
(茶色)が変わります。

8月1日～9月30日

水色

10月1日～

だいたい色

水色の被保険者証は7月中旬に郵送し、だいたい色の被保険者証は9月中旬に郵送します。有効期限切れの被保険者証は、使用しないでください。有効期限の切れた被保険者証は、保険室へ返却するか、破棄してください。

短期被保険者証

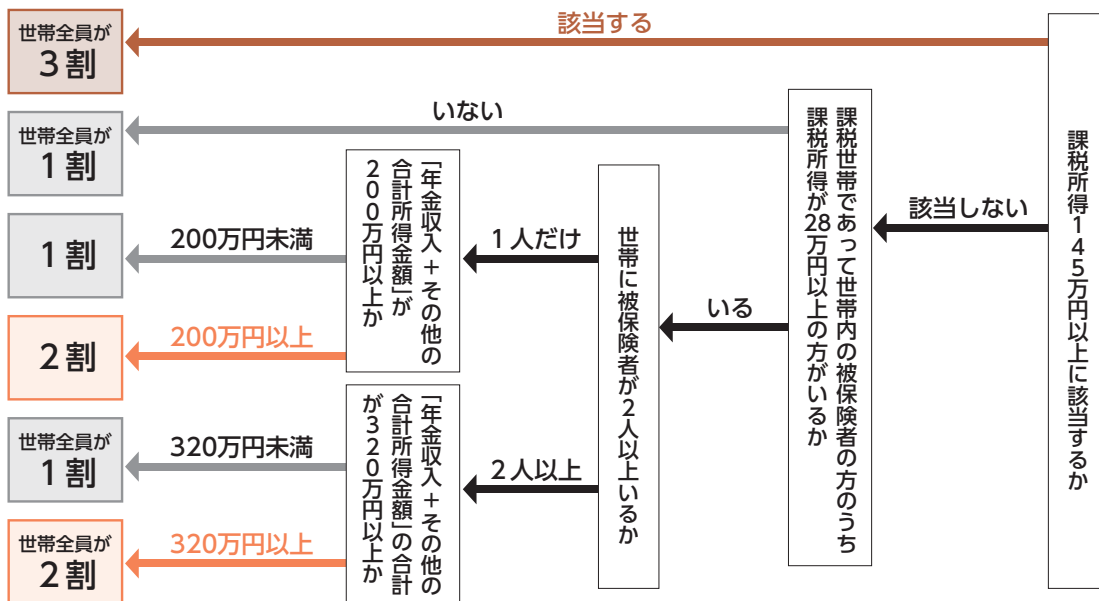
保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。さらに、特別な理由がないのに納付状況が改善しないときは、医療費の自己負担が10割の「資格証明書」を交付する場合があります。

臓器提供意思表示欄について

被保険者証裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。臓器提供意思のある人はご記入ください。

自己負担割合の変更

令和4年10月1日から医療費の自己負担割合が変更され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。10月1日以降の窓口負担割合は、主に次の流れで判定します。



※「自分が2割負担になるか」などの問い合わせにはお答えできません。

▼問い合わせ先

住民課 保険室

☎ 26・2249 (直通)

県後期高齢者医療広域連合

☎ 027・2567171

2割負担導入に関すること

群馬県後期高齢者医療広域連合専用コールセンター

☎ 027・3319133

12月28日

☎ 〇～午前9時～午後5時

※時間外および話し中の場合は音声ガイダンスが流れます。

制度見直しに関すること

厚生労働省コールセンター

☎ 0120・002719

自己負担割合2割導入の背景

医療費の増大が見込まれており、現役世代の負担も拡大していく見通しとなっています。現役世代の負担を抑え国民皆保険を未来につないでいくため、自己負担割合の見直しが行われました。

後期高齢医療制度への加入

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の人が加入する健康保険制度です。ただし、障害認定に該当する65歳～74歳の人も、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。加入を希望する場合は、担当窓口にご相談の上、申請してください。

いったん加入しても、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼっての撤回はできません。

障害認定該当の障害等級

- 国民年金法などの障害年金1・2級
- 身体障害者手帳1級～3級、ならびに4級のうち、次のいずれかに該当する人
 - ① 音声、言語機能の著しい障害
 - ② 両下肢のすべての指を欠く
 - ③ 一下肢の下腿2分の1以上を欠く
 - ④ 一下肢の機能の著しい障害
 - ⑤ 両下肢全体の機能障害で、一下肢の機能の著しい障害と同程度
- 精神障害者保健福祉手帳1級・2級
- 療育手帳A判定

申請・問い合わせ先 住民課 保険室 ☎26-2249(直通)

現在の認定証の有効期限は、7月31日です。
令和3年度に認定証の交付を受け、令和4年度も所得区分が変わらない人には、8月1日から令和5年7月31日まで使用できる認定証を水色の被保険者証に同封します。

▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26・2249(直通)
県後期高齢者医療広域連合
☎027・256・7171

限度額適用認定証など

所得区分	認定証種別	医療機関窓口で提示すると
現役並み I・II	限度額適用認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額まで抑えられます。
非課税 世帯	限度額適用・標準負担限度額減額認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額まで抑えられ、入院時の食事代も減額されます。

経済的負担を軽減 限度額適用認定証の有効期限



保険料率

均等割額	45,700円
所得割率	8.89%
賦課限度額	66万円

後期高齢者医療保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額で決まります。令和4年度の均等割額の軽減制度は次の表のとおりです。

▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26・2249(直通)

均等割額の軽減について 後期高齢者医療保険料

均等割の軽減

軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します。)
7割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※ - 1)」以下
5割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※ - 1)」 +28万5千円×(世帯の被保険者数)」以下
2割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※ - 1)」以下 +52万円×(世帯の被保険者数)」以下

※「10万円×(年金・給与所得者の数 - 1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、次のいずれかに該当する人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与と分を除く)
- ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

